

しめられた。尙岩倉大使が巡遊を中止した西葡兩國に對しては、其後西國の革命終了後寺島外務卿の訓令により、明治九年四月一日及同四月二十九日在英上野（景範）公使に於て岩倉特使に代り儀禮的訪問をなし夫々兩國皇帝に謁見天皇陛下よりの國書を捧呈するところあつた。斯くて岩倉特使遣歐米巡歴の儀禮的跡仕末は終了した。

遣韓使節問題 最後に附記すべきは同特派大使歸朝を機とし國內政局の上に重大なる變更を生じたことである。三條太政大臣は岩倉大使の意見を容れ西郷參議等の主張せる朝鮮との國交開始の目的を以て遣韓使節を派遣すべき趣旨の廟議決定を繼した結果、閣内の分裂、西郷、副島、江藤、板垣、後藤の五參議の辭職を見るに至つた。蓋し當時朝鮮に於ては守舊派勢力を得、甚だ頑迷であつて、我明治政府が明治元年十一月以來王政復古を通告し徳川時代同様修好貿易を希望し、其後も數次手を替へ品を替へ之を督促せるに拘らず、何等之に對して回答しなかつた。帝國の威嚴上又隣強魯清との外交關係上之を放任して置けないといふ意見が太政官内に於て有力となり、明治六年八月十七日の廟議に於ては西郷參議を遣韓使節とすることに内決し、岩倉大使一行の歸朝を待つて再議することとなつて居た。一行歸朝後副島、大久保二卿新に參議に任じ、十月十四日改めて遣韓使問題の廟議が開かれた。岩倉、大久保の論駁に大隈、大木之を贊し、一旦中止といふことになつた。然るに翌十五日西郷は始末書を提して極力遣使の急務を力説し、西郷（不參）木戸（病氣）を除く外各參議參集して前日の論駁を繰り返したが議容易に決せず、遂に三條太政大臣は西郷の意見を採用する旨を宣言した。岩倉右大臣は其の所信を明かにする爲め引籠ることとなつた。次いで同十七日には岩倉、木戸、大久保各參議は辭表を呈した。同日三條太政大臣は見舞の爲め岩倉右大臣邸を訪問したが、十八日には三條太政大臣俄かに病氣引籠りとなつた。結局聖駕親しく三條及岩倉邸に臨御あり、聖斷により岩倉右大臣は太政大臣職務代理となつた。而して十月二十三日の閣議に於て西郷、副島、江藤、板垣及後藤の遣韓使節を可とする諸參議は力説之れ務め、廟議の變更を大に憤慨し決然辭職下野するに至つた。同日岩倉太政大臣代理は參内して謹んで西郷

等の論旨を陳述し、奏問書を奏呈して其の歐米に於て視察せるところに基き宇内の形勢上出兵を見るの虞あるが如き遣韓使節の派遣は中止すべき旨を上奏するところあつた。翌二十四日遣使中止のことに聖斷が下つた。而して木戸、大久保の辭表を却下あらせられ、茲に政府の首腦に更新を見るに至つたのである。

註1 條約改正關係大日本外交文書第一卷七六文書以下參照

2 大日本外交文書第九卷一二五及一二三五文書

3 同右第一卷一四一附記

第四節 岩倉大使遣外中東京に於ける諸交渉

外務當局態度 三條太政大臣は條約改正事務を重視して明治四年七月十四日岩倉具視を外務卿に任じ、亞いて岩倉外務卿を條約改正の爲め歐米に派遣することに廟議を決するや、十一月四日副島種臣を外務卿に任じ、又明治五年十月十四日寺島外務大輔を駐英公使に任じたことは前述の通りである。其後副島外務卿は明治六年十月二十三日遣韓使節問題に關聯し其の職を辭する迄任に在り、又駐英公使より歸朝した寺島宗則は明治六年十月二十八日前記副島外務卿の辭任に伴ひ其の後任となつたのである。而して安政條約の改正は岩倉大使歸朝後之を行ふことに廟議の決定を見たので、副島外務卿は岩倉大使歐米派遣中何等之に手を染めない方針を採つた。依て明治四年十一月十二日岩倉大使東京出發に先ち同十月十四日付を以て寺島外務大輔より各國公使宛公文を以て、「明治五年五月二十六日（陽七月一日）を期限とする安政條約の改正商議は同特派大使歸朝の日迄延引せられたき」旨を通告したこと之れ亦前述の通りである。然るに其後岩倉大使は米國華府より「當初の方針を變更し出先に於て改正條約に調印する御委任を得たき」旨電請し來つた。更に大久保、伊藤兩副使は之が説明の爲め歸朝し、其の結果新全權委任狀下付せらるることとなつた爲

め、副島外務卿は四月十八日（五月二十四日）付公文を以て在京各國公使に對し、「曩に寺島外務大輔より條約改正商議は岩倉特派大使歸朝後に爲すべきことを申送りたるも日本政府は都合により出先に於て改正條約に調印するの方針に變更せる」ことを通告した。之が爲め各國公使に種々の疑惑を懷かしめ又英國公使等は華府に於ける條約改正交渉の進捗振りに猜疑心を懷いたのであつたが、其後同年六月中前記の如く岩倉大使一行より再び「歸朝後に條約交渉を東京に於て開始の方針に變更するに至つた」ことを上申し來つたに付、副島外務卿は各國公使に對し條約改正に關する日本政府意向の豹變振を説明するに苦しんだが、結局當初の方針に立ち歸り同大使歸朝後日本に於て正式交渉を開始することを説明するの外なかつた。

内地旅行問題 從て岩倉特使歐洲諸國巡歷中は條約改正に關し東京に於ける交渉は行はれなかつたが、同大使の旅行も段々終局に近づくや條約改正問題は再び在東京各國公使の注意を喚起するに至つた。即ち彼等は岩倉大使歐米派遣に至つた本邦政府の進取的態度を利用し、安政條約の規定を改正して在留外國人をして本邦に於て内地通商の自由を得せしめようと計畫するに至つた。右本邦内地旅行の範圍擴張の件は岩倉大使一行の歐米巡遊中各國當局より同大使に希望したことは前述したところであるが、在本邦各國公使より之を正式に本邦政府に對し提議し來つたのである。

伊國政府は既に明治四年四月安政條約改訂期に先ち伊國生絲商人の爲め直接本邦製絲家と取引し得べき様規定改正方を希望して居たが、當時恰も伊國に於て蠶兒に病疫發生し日本より強健な蠶卵紙を購入する必要を生じた爲め明治六年二月七日付在東京伊國公使コント・フハ Conte Alessandro Fe d'Osiani 以下の副島外務卿宛公文を以て「伊國商人に於ては日本内地に赴き蠶卵紙購入の必要度々生ずるか故に内地旅行の免許を得たく、尤も之が爲め居留地に於ける治外法權をも全然撤廢することは條約改正前承諾し難きも内地旅行中伊國商人が日本の法權に服従することは差支なかるべし」との趣旨を申越した。右に對し副島外務卿は同年二月二十日付伊國公使宛公文を以て本邦内

地旅行規則案四則を同公使に提示し、右規則の下に伊國商人の内地旅行を許すべきを回答した。右規則案

第一則 歐洲各國の習俗に於けるが如く領事裁判權の範圍を出で土地官員の裁判と保護に服するに於ては伊太利國民は日本帝國内を回歴すべし。

第二則 右内地旅行希望の伊太利國民には外務省より往來切手（旅券）を發給すべし。

第三則 伊太利國民が内地に於て損害を受けたときは日本國律に遵ひ償還を請求し得べく又日本裁判所に於て手段を盡したる後に非れば伊太利政府は事件に立入るべからざること。

第四則 伊太利國民を刑法に處するには手酷き刑は用ひざるべし。

と規定した。次いで米國公使デ・ロングより米國民の爲めに内地旅行の權を要求し來つたに對し、副島外務卿は同二十八日太政官正院の承認を経て前記伊太利公使に回答せる案に次の追加を附記して送付した。

第四則の末段に「尤も有役或は無役の入牢又は罰金等に止るべし」と附記し、

第五則として「死罪を申渡すべき罪人ある時は土地の官員より前以て東京にある政府へ伺ひを経ずして罪科に處せざるべし」なる一項を追加した。

右公文に對し、同公使は同二十九日付公文を以て右内地旅行規則草案を各國公使會合の席に披露した結果、各國公使は右に付外務卿と會談したい希望を申越した。然るに副島外務卿に於ては明治六年三月十日を以て、曩に明治四年七月二十九日調印の日清修好條規批准書交換の爲め北京に向つて出發し、漸く七月二十六日東京へ歸着した次第で自然右合同會議席の件は延期となつた。

其後獨逸國辦理公使フォン・ブランドは上野（景範）外務卿代理宛同年七月十八日付公文を以て外國人の日本内地旅行に關する日本政府の制限處置を非難し、且岩倉大使獨逸訪問中ビスマルク宰相よりも談話あつた通り日本に於て

は舊來の鎖國的弊習を廢除すべき旨を勸告し、又英國公使パークスより同上野外務卿代理宛同七月二十六日付公文を以て「最早近來貴國內の形勢大に改革致し條約濟みの各國と尙一層交際厚く被致趣新に各國へ御申込も有之候上は右改革と口上とに符合するの處置は貴政府と各國公使協議可致の日已に至れりと被存候」と申越し、孰れも本邦に於て泰西諸國と同一の地歩に立たうとすることを希望する以上、本邦に於ても外國人を從來の如く開港場内居留地より一步も外に出さない様な事態を改善する必要があると爲た³。尤も右英國公使より申出での趣旨は、前記副島外務卿提議の内地旅行規則案に示す如き、内地旅行中の外國人が我法權に服従することの規定を承認せず、只「各國人民内國に於て騷擾其の外總て不都合無之様取締規則各國公使に於て豫め可設置候」と云ふのみであつた。右英國公使と同様の要求は其後米、佛、獨、澳、伊、西、蘭各國公使よりも提出するところあつた。即ち本邦政府より「死刑等の重罪を課する場合の外我法權に服従する條件の下に内地旅行の權を外國人に許可すべし」との提議に對し、外國公使側よりは依然安政條約による治外法權を存続の下に内地旅行の權を要求するに在つた。

右在京各國公使よりせる内地旅行權要求に對し清國より歸來した副島外務卿は明治六年八月七日付を以て、本件は岩倉大使歐米特派の使命と關係あるところ同大使は「最早二十日餘りにて歸朝の筈に付其上にて雙方政府の爲め便宜の規則方法必ず欣然として御相談可致と存候」と回答した。之に對し再び英國公使パークスは副島外務卿宛九月二十七日付公文を以て、岩倉特派大使も既に同十三日東京歸着に付日本政府に於ては外國人内地旅行許可の件充分審議済みなるべく、又曩に去る二月中副島外務卿送付の内地旅行規則案に外國公使側に於て協議済みの對案出來上つたに付合同審議することとした旨を申入れ、同規則對案を送付越し、他の各國公使よりも同様の趣旨申越した⁴。右規則案は十則を以て成り其の要旨は

第一則 當該國公使又は領事の求めに應じ日本官憲より發給せる旅券帶有の外國人は遊歩又は商賣の爲め日本内地

を旅行すること自由なるべし

第三則 是等外國人は旅券發給に對し一定の保證金を預入るべし。

第八則 外國人は内地旅行中日本の地方規則を遵守すべし。

第九則 尤も右規則に違反したる外國人は日本官憲之を取押へ居留地内當該外國領事に引渡し、處罰せしめらるべし。

と云ふにあつた。

其後明治六年十月二十八日駐英公使より參議兼外務卿に就任した寺島宗則は前記外交團よりの申出でに従ひ、十一月八日外務省に於て各國公使との間に外國人内地旅行規則案及び之に依つて生ずる弊害を防止する手段に付會議を開催したが、彼我の意見到底一致するを得ないものと認められた。されば明治六年十二月二十日付英國公使宛長文の覺書等を以て彼の要求を拒絶し「内地旅行を欲する外國人は日本の法規に服従するのみならず日本の裁判權に服従するの必要あり」との趣旨を以て回答した⁶。右に對し明治七年一月十七日付を以て各國公使より寺島外務卿宛再び外國人内地旅行の件を要求し來つた。其の要旨は「日本の法規及裁判權服従の件は日本が内地を開放し外國人に對し不動産保有を許すに至りたる後に云ふべき事項なり、今日外國公使は單に内地旅行の權を要求するに過ぎず。」又外務卿は日本の法規及裁判權服従を云々するも「外國人糺明する適宜の裁判所貴國內何處に在りや如何なる律に依て裁判せんとするやに付承度候」と述べ、原提議に付再考を求めたのである。之に對し、寺島外務卿は七月十三日付を以て各國公使に宛て「外國人内地旅行の件は同意するを得ざるもの」と回答し、其の理由としては「日本の法權に服従せざる外國人が内地を旅行することは種々の紛争を生ずる原因なり」と述べた。各國公使側は尙も屈せず八月十四日公文を以て「現に在留外國人中日本政府の雇入れに屬する者四二二人、日本臣民の外國人を雇入れられたる者二四四人、合せて

六六六人に及ぶところは等の外國人は總て日本政府の特許により内地に居住旅行の自由を持つて居るにも拘らず從來何等の不便を生ぜず。然るに今他の少數外國人が内地を旅行せんとするを日本政府に於て許可するを拒むは其の當を得ず」と抗議した。⁸⁾

加之前記の如く雇外國人に内地旅行を許す以上は安政條約規定最惠國待遇の規定により他の一般外國人も右内地旅行の便益に均霑するの權利ありとの詭辯を弄し、就中英國公使は本件が既に岩倉大使倫敦滞在在中英國外務卿との間の交渉題目となり岩倉大使は大體同意の意向なりしと申越した。其後寺島外務卿は同年冬より翌七年春に渉る交渉に於て是等外國公使申出での主張を一々否認すると共に外國人内地旅券規則制定に關し數次外交團と會議を重ねるところありしも彼我の意見到底一致しなかつた。結局「學術研究及病氣保養其の他特別の必要ありと在本邦當該外國公使の證明せる者に限り内地旅行を許可す、尤も是等許可を得たる外國人は内地に於て貿易等に從事することを得ず」といふこととして明治七年七月十三日付公文を以て寺島外務卿より外國公使に言明し折合ふこととなつた。蓋し本邦政府としては若し内地旅行を無制限に許す場合には外國人は自然自由に内地に旅行居住し商取引を爲すに至るべく、斯くでは彼等に取つては治外法權を撤廢して迄内地開放の利益を得るの必要なきに至り、畢竟内地開放を以て治外法權撤廢の對價と爲ようとする帝國政府の方針と逆行するに至るであらうことを惧れたものである。

内地開放問題 岩倉大使歸朝後内地旅行に關する交渉と前後し明治六年十一月十五日寺島外務卿と各國公使との會談の際、米國公使ビンガムは本國政府よりの訓令によるとの趣を以て「岩倉大使歸朝後に行はるべき條約改正事項に關し米國としては日本政府が特定の外國人に對し内地に於て旅行、居住、土地所有及鑛山採掘の權を許可すべき條約改正をなすに至らんことを望む。尤も右外國人の内地に於ける旅行、居住、土地所有及企業の許可に關する取締に付ては日本政府の制定せる法規に服従し之に違反したる外國人は居留地内に駐在する當該外國領事に引渡すを以て満足

せざるべからず」と語つた。右米國公使の内地開放に關する要求は英獨公使に於ても之を支持するところあり、又更に米國公使は明治六年十二月二十六日付を以て岩倉右大臣宛詳細な書翰を以て、日本に於ける開國進取の國是遂行上外國資本により内地開發の有利なことを強調するところあつた。固より日本政府に於ては彼等が治外法權を維持しながら内地富源の開發を求むるが如き虫の良い提案に對しては毫も耳を藉さなかつた。¹⁰⁾

岩倉大使歐米巡遊中外國政府當局との間に條約改正問題に關聯し商議の題目となつたのは外國人の本邦内地旅行の件の外、外國政府側より申出でた(一)本邦に於ける耶蘇教徒寬待の件、并に大使側より申出でた(二)下ノ關償金の殘額の免除又は延期の件、及び(三)橫濱港に於ける英佛駐屯兵撤去の件である。

耶蘇教徒寬待問題 右の中第一に付、例へば安政五年の日米條約第八條に於て宗教禮拜の自由に付左の規定があつた。

「日本に在る亞米利加人自ら其國の宗法を念し禮拜堂を居留場の内に置も障りなし、竝に其建物を破壊し亞米利加人宗法を自ら念するを妨る事なし。亞米利加人日本人の堂宮を毀傷する事なく、又決して日本神佛の禮拜を妨け神體佛像を毀る事あるべからず。

雙方の人民互に宗旨に付ての爭論あるべからず。日本長崎役所に於て蹈繪の仕來は既に廢せり」

即ち同條に於ては外國人が本邦に於て信教禮拜の自由を有すること及外國人が本邦人の宗教禮拜を尊重すべきことを規定するに止り、本邦政府が邦人の宗教に對し如何なる政策を採るべきやは固より國內主權の範圍内に屬し何等條約によつて外國より拘束を受けるものではない。本邦政府としては同條末尾の規定により只從來施行し來つた所謂「蹈繪」の仕來りを廢止するの義務ある丈けであつた。之は外國と支那との條約(一八五八年佛清條約第十二條參照)に於て外國宣教師に對し支那内地に耶蘇教布教の權利を與へて居るのは大なる差異の存するところである。然るに安

政開國と同時に本邦へも外國より多數の耶蘇教宣教師入り込み先づ開港地及其附近に於て布教を始めるものを生じたところ、之に刺戟を受け長崎港の附近浦上に於ては幕府時代に於て全く隠滅して居た多數の耶蘇教徒（天主教徒）が俄に擡頭するに至つた。時恰も明治初年復古精神旺盛となり神道を國教とする爲め所謂廢佛毀釋運動猛烈となつた折柄として明治政府は慶應四年三月十五日太政官布告を以て左記文句の高札を掲げた。¹¹

定

一切支丹邪宗門ノ儀ハ堅ク御制禁タリ若不審ナル者有之ハ其筋之役所ヘ可申出御褒美可被下事

慶應四年三月

太 政 官

然るに右高札に對しては在本邦外國公使側から、外國人の一般に信仰して居る耶蘇教を邪宗門と公示するは不都合であると抗議して來たので、同年閏四月四日太政官布告を以て右高札の字句を左の通り改めた。¹²

一切支丹邪宗門之儀ハ是迄御制禁之通固ク可相守事

一 邪宗門之儀ハ固ク禁止候事

慶應四年三月

太 政 官

處が長崎當局は明治元年五月中央當局との了解の上で前記浦上の教徒百十四人を萩、津和野、福山三藩に追逐した。引續き殘餘の教徒四千人も悉く他に移す豫定であつたが東北の亂が起り一時之を中止した。之れに對し在本邦外國公使は大舉して右長崎當局の處置を以て非人道であるとし強硬に抗議し來つた。依て明治政府は明治元年十一月二十九日付東久世外國官副知事より各國公使宛書翰を以て耶蘇教徒に對し「寛大の處置に出づべき旨」回答した。¹³然る

に國內に於ける復古運動益々猛烈となり明治政府は前記外國公使等への約束に拘らず明治二年十二月耶蘇教徒等感化の爲め祭政一致を目的とする宣教師の設置を決定し、又前記浦上耶蘇教徒殘餘三千餘人（百八十五家族）を捕へ、之を名古屋縣其の他二十縣に預け抑留することとなつた（右各縣に抑留の耶蘇教徒明治四年正月調にて三千四百三十七人に及んだ）。右政府の處置に對し當時恰も長崎に來合せて居た英國公使パークスは野村（靖）長崎縣知事に嚴重談判する外、在本邦各外國公使は一齊に憤慨注視し英佛米獨各公使は明治二年十二月十六日付澤外務卿及寺島外務大輔宛連名通牒を以て最も強硬な抗議を爲すに至つた。明治政府外交當局は依然として本件が全然本邦臣民の身分に關係し、何等外國政府と締結した條約の明文に扞格するものでないと辯解した。又日本人耶蘇教徒が其の信ずる宗教の故を以て生國より離散せしめられるの酷刑を受けることは延て日本政府と該宗教を信する締約外國政府との親交を害するものであるとの抗議に對しては、彼等は單に耶蘇教徒たるが爲め捕へられたのではなく、彼等が本邦人中の他宗教徒との間に争ひを生ずる等治安を害するの行爲あつた爲めであると辯解した。且つ進んで外國人耶蘇教宣教師中此の間に介入して彼等邦人信徒を煽導し事件を擴大するものあることを指摘し、當該國籍宣教師を戒飭する様依頼した。斯くて本事件は容易に解決を見なかつたが、前記明治四年岩倉特使歐米巡遊を契機とし本件が本邦條約改正と密接な關係を有することが判明し來つたので、本邦政府に於ては本件に對し漸次眞に寛大なる態度を採ることとなつた。即ち先づ明治四年二月七日付太政官布告を以て

去巳年（明治二年）中各地方官へ御預ケ相成候異宗徒ノ中悔悟致シ候者へ御赦免相成候條管下民籍へ編入又ハ本籍

へ復歸等本人ノ望ニ任セ厚ク世話可致事

但活計難相立者ハ窮民救助ノ規則ニ準シ見込ノ趣詳細取調大藏省ヘ可申出事

壬申二月

太 政 官

と告示し、前記各縣に於て拘留中の耶蘇教徒の中悔悟せる者のみ釋放し、又本人の望みにより本籍地に歸郷せしめることを許した。其の後岩倉大使巡遊中諸外國政府より注意を受けた耶蘇教徒寛待の趣旨により、宗旨を改めないものも亦全部之を釋放するに至つた。次いで副島外務卿は明治六年二月二十六日米伊兩國公使に對し覺書を以て「耶蘇宗門信仰の者を捕縛するは各國人に對し不都合と思はるに付寛宥の態度を採るべき旨各府縣長官に達したこと及耶蘇教禁止の高札は取除ける」旨を通報するに至つた¹⁴。然るに未だ徹底しないところがあつたので同年十一月四日付在本邦英國公使より寺島外務卿宛公文を以て僻遠の地方にては右耶蘇教禁止の高札取除けて居ないものがある旨注意を喚起し來つたに付其の後全國限なく取除けられるに至つたのである¹⁵。

下ノ關償金問題 第二に付、下ノ關償金の殘半額金百五十萬弗の免除又は延期問題に付ては、岩倉大使巡遊中英國政府は關係國たる米佛蘭三國と協議の上回答すべき旨應待したことは前に述べた通りである。右債權國中米國のみは岩倉大使懇請の結果と見え、一八七二年（明治五年）開催第四十二回米國議會第二期中下院へ五月十八日付を以て、一八六四年（元治元年）十月二十二日の條約による日本政府の負擔に屬する殘額三十七萬五千弗に免除すべしとの法案を提出せられたが、可決を見る迄には至らなかつた。之に反し英佛蘭三國は右岩倉大使の申出でに應ずるの理由なしとし、明治六年十一月二十八日付英佛蘭三國公使より寺島外務卿宛公文を以て償金殘額至急支拂方要求し來つた。之に對し寺島外務卿は十二月十五日付右三國公使宛同文の公文を以て「慶應二年江戸改稅約書締結の經緯に鑑み日本政府に於ては右償金殘額の免除を受ける道義的權利あること、右に拘らず三國政府に於て之を承諾せざる以上は止むを得ざるに付日本政府は償金の支拂を三度に分割し、明治七年一月、四月、七月に實行すべきこと、并に明治三年三月七日付公文交換の結果下の關償金支拂延期の代償として其の實施を延期せる明治二年六月一日調印済みの茶、生糸の本邦輸出稅増額は右支拂と同時に海關に於て之を徵收す」べきことを回答した。右我毅然たる態度に對し明治六年

十二月十八日付公文を以て英國公使は寺島外務卿に對し、岩倉大使倫敦訪問中に於けるグランヴィル卿との會商に言及し「日本に於て外國人に對し内地旅行の自由を擴張する場合には下ノ關償金殘額支拂ひに關し何等か考量を拂ふべき餘地ある」ことを申越した。寺島外務卿は右償金殘額支拂を外國人内地旅行の件に關聯せしめることを好まず、結局下ノ關の償金殘額は纏に寺島外務卿より申出た通り明治七年中に關係四國に完済することとなつた。尤も米國は他の三國同様一旦其の支拂ひを受けたが、其後明治十六年二月十五日日本邦への下ノ關償金免除案米國兩院を通過したので之れを全部本邦に返還するに至つた。尙下ノ關償金殘額支拂ひ延期の對償として其の實施方を延期して居た明治二年四月二十一日調印の茶及生絲輸出稅改訂書實施の件は、寺島外務卿より關係外國公使への言明に拘らず、輸出貿易振興上不可とする事情にあつたから、寺島外務卿は明治七年七月十五日付太政大臣宛を以て右輸出稅増加に代へて外國よりの一、二輸入品の輸入稅増加を交渉しようとの意見を上申した、然しながら之は交渉迄に至らず又茶及生絲に對する増稅も行はれず其の儘となつたものの様である¹⁷。

横濱撤兵問題 第三に付、横濱居留地に於ける英佛駐屯兵の起元は、文久二年（一八六二年）生麥事件發生後英國政府が幕府に對し在留英國人の保護を托するに足らずとし文久三年五月八日（一八六三年七月三日）以來横濱居留地警備の爲め約一千人の水兵を上陸せしめたに始り、佛國政府も之に倣つたものである。其後明治政府の基礎鞏固となるに従ひ漸次撤兵其の數を減少し慶應二年頃には僅に百五十名前後となつて居た。岩倉大使巡遊中英佛兩國政府に對し撤退の希望を述べたるに對し、英國政府は當時岩倉大使に對し「横濱駐兵は維新變亂の際英人保護の爲め已むを得ず採つた一時的措置に過ぎないから日本の治安確立次第直ちに撤兵する旨回答した。而して岩倉大使歸朝後日本に於ける征韓論は屏息し、政府は内政改革に専念するに至つた爲め、英佛兩國政府は安心し右約束の撤兵時期到達したものと見て、明治八年一月二十七日付英佛兩公使より寺島外務卿宛共同通牒を以て、現今日本國內全く平穩となり政令普

く行はれるに至つたから駐兵引揚げに決定した旨通告し來つた。尤も右公文冒頭には「最初我兩國政府に於て條約の權理を保護の爲め貴國へ兵を差出し世上平穩にして堅固なる政府設立迄右の保護を遂げる事を肝要なりとせし時勢柄を今更演説するは不用之事と存候得共貴國一通行ならざる變革有之自然困難辛苦の際に當り復古の政府國土未平定せず政令未洽からざる内若外國人命有物を侵掠する時は夫れが爲可生不容易葛藤なりしは此兵隊の庇蔭に有之事兼て御承知の通りに有之候」と駐兵の理由に付自畫自讀するところあつた。右英佛駐屯兵引揚げに關しては二月七日付を以て寺島外務卿より欣然了承の旨を回答し、又同駐屯中であつた英佛士官は歸國に際して畏くも二月二十四日天皇陛下に謁見仰付けられた。

註12 夫々條約改正關係大日本外交文書第一卷一一、一一九文書

3456 夫々大日本外交文書第六卷二八七及二八八、二九〇及二九一、二九四、二九八文書

789 夫々同右第七卷三二五及三二六、三三七、三三七及三三三三文書

10 條約改正關係大日本外交文書第一卷一五六及一五七文書

111213 夫々大日本外交文書第一卷第一册二三八、二八三、七二〇文書

1415161718 夫々同右第五卷二四三、二五四及二五六、同右第二卷第一册一九二、同右第七卷二五三、同右第八卷三二二、二

二二、二二七文書

第五節 布哇、清國及秘露との條約締結

條約の基礎 終りに附記すべきことは岩倉特使歐米派遣前後に於て布哇、秘露との間に安政諸條約と異り稍々對等の基礎に於て、又清國との間には完全なる對等の基礎に於て、新たに修好通商條約が締結せられたことである。即ち(一)明治四年七月四日には澤外務卿及寺島外務大輔と在本邦米國公使デ・ロングとの間に日本國布哇國修好通商條約を、

(二)同年七月二十九日には北京に於て全權大使伊達(宗城)大藏卿と欽差全權大臣、特派辦理通商事務直隸總督李(鴻章)との間に日清修好條規を、又(三)明治六年八月二十一日に副島外務卿と在本邦秘露公使ガルシアとの間に修好通商假條約が調印せられたのである。

日布條約 第一、右三條約の中布哇とのものは布哇行本邦出稼民の關係より稍々雙務對等條約に近きものが締結せられた。慶應四年三月二十三日明治政府設立早々、横濱在留布哇國總領事ヴァン・リード(米國人)なるもの、布哇への出稼移民三百五十名に對し渡航免狀下附を乞ふたが、明治政府に於ては布哇は無條約國であるといふ理由によつて之を許可しなかつた。然るに右ヴァン・リードは内百二十人を翌日横濱出帆の船舶に乘船出發せしめた。依て明治政府に於ては同人所屬國たる米國公使及乗船の船舶所屬國たる英國公使に交渉したが要領を得なかつた。又同年九月ヴァン・リードより本邦との間に條約締結方交渉し來つたが相手にしなかつた。而して本邦政府は明治二年九月二十八日神奈川縣屬上野敬介を監督正の名義の下に遣布使節とし布哇ホノルルに渡航せしめ本邦移民の狀態を視察せしめることとなつた。上野監督正は桑港經由布哇に到着した後同官憲より鄭重な接待を受けたが同年十月十九日布哇外務大臣ハリスとの間に非公式に日布修好通商航海條約試案に調印し、同日付公文を以て同大臣より「布哇政府は在留日本勞働者に對し内國民待遇及最惠國待遇を附與すべし」との約束を取付けた。更に同年十一月二十七日國王にも謁見した。

而して同人は明治三年二月二十五日横濱に歸着、前記條約試案及本邦移民の保護に關する布哇國外務大臣よりの公文を政府に提出した。其の視察報告によると、當時布哇には百五十人の日本移民在留し、其中歸國を希望するものは四十人に過ぎない。殘餘は殘留勞働に従事することを欲して居るから前記布哇外務大臣との間に本邦移民保護に關する公文を取付けて歸朝した、とのことであつた。他面布哇政府に於ても上野監督正歸朝の頃を見計らひ日本との間に